

交	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

交 規 第 3 9 号
令 和 7 年 4 月 2 2 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

「重要物流道路における交通アセスメント実施のためのガイドライン」の策定等について

国土交通省では、重要物流道路における交通の円滑を確保するため、地方整備局、都道府県等に対し、「重要物流道路における交通アセスメント実施のためのガイドライン」（令和元年8月30日付け国道利第9号、国道経第20号、国道メ企第20号。以下「ガイドライン」という。）を発出しており、ガイドラインの概要及び交通警察の対応における留意事項については、これまで「重要物流道路における交通アセスメント実施のためのガイドライン」の策定等について」（令和元年11月5日付け交規第382号。以下「旧通達」という。）により周知していたところであるが、引き続き、下記のとおり対応することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施により旧通達は廃止する。

また、本通達は警察庁において国土交通省と協議済みである。

記

1 ガイドラインの概要

(1) 策定の趣旨

平成30年3月31日、道路法等の一部を改正する法律（平成30年法律第6号）が公布され、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定する制度が創設され、機能強化、重点支援が図られることとされた。

そのため、重要物流道路においては、より一層の円滑な交通の確保が求められることから、重要物流道路における交通アセスメントの確実な実施及び渋滞対策協議の合理化・効率化を図るべく、国土交通省において、道路管理者としての対応方針を示すガイドラインを策定することとした。

(2) 主な内容

ア ガイドラインの対象施設

重要物流道路の沿道に立地を予定している施設であって、次の(ア)から(エ)までに掲げる全ての要件を満たすもの（以下「対象施設」という。）を対象とすることとされた。

(ア) 当該施設が、次の a 又は b に掲げる条件のいずれかに該当するもの

a 小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗であって、その店舗面積が1,000㎡を超えるもの

b 当該施設の延床面積が20,000㎡以上のもの（集合住宅を除く。）

(イ) 当該施設の立地に際し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条、条

例等に基づき、道路管理者に対する協議（以下「法定協議」という。）が必要とされていること

(ウ) 当該施設から半径 2 km 以内の重要物流道路上に主要渋滞箇所が存在すること

(エ) 当該施設の立地に際し、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条に基づく乗入れ工事の承認申請を予定しているもの

イ 交通影響予測

道路管理者は、対象施設に係る法定協議において、当該協議の申請を行った者（以下「協議申請者」という。）に対して、交通影響予測の実施結果の提出を求めることとされた。

その際、道路管理者は、対象施設が立地する地域の交通状況を踏まえ、また、警察、自治体その他の関係行政機関の意見を聴取した上で、柔軟に対応することとして差し支えないこととされた。

ウ 渋滞対策

(ア) 対象施設に係る法定協議において、協議申請者から提出を受けた交通影響予測の結果が、次の a 又は b のいずれかに掲げる要件に該当する場合には、道路管理者は、協議申請者に所要の渋滞対策を求めることとされ、この際、道路管理者は、協議申請者に当該渋滞対策を実施した場合の交通影響予測の実施結果について提出を求め、次の a 又は b に掲げる要件に該当しないことを確認することとされた。

a 当該施設の立地により、予測範囲内の重要物流道路上の主要渋滞箇所において交通流の著しい悪化が認められること。

b 当該施設の立地により、予測範囲内の重要物流道路の区間に新たな渋滞箇所の発生が認められること。

(イ) 渋滞対策として求めるべき事項について、道路管理者は、ガイドラインに示された対策例を参考にして、対象施設が立地する地域の交通状況や警察、自治体その他の関係行政機関の意見等を踏まえ、個別具体の事例に則して適切に判断することとされた。

(ウ) 実施する渋滞対策の内容については、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察と協議をすることとされた。

エ 対象施設の立地後の対応

(ア) 道路管理者は、対象施設の立地後、当該施設の立地に伴う交通状況の悪化が生じていないか確認するため、渋滞対策協議会による地域の主要渋滞箇所の更新の機会等に合わせて、ウ(ア) a 又は b に掲げる要件への該当性について検討し、当該要件に該当した場合には、道路管理者は、所要の渋滞対策を求めることとされた。

(イ) 実施する渋滞対策の内容については、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察と協議することとされた。

オ 関係行政機関との連携

ガイドラインの運用に当たって、道路管理者は、警察、自治体その他の関係行政機関と適切に連携することとされた。

カ その他

ガイドラインの運用の詳細については、「重要物流道路における交通アセスメント実施のための技術運用マニュアル」を参照することとされた。

2 交通警察の対応における留意事項

これまで、本県警察においては、都市計画、開発事業、大規模施設の建設等に際

し、地域全体の交通情勢を勘案し、計画の段階から、駐車場の確保、周辺交通へ与える影響の軽減等について交通管理上必要な指導・提言を積極的に行うなど大規模事業等への先行対策を実施しているところである。

この点、今般のガイドラインの策定に伴い、本県警察にあっては、次の事項に留意の上、適切に対応されたい。

(1) 交通影響予測について

道路管理者から警察に対し、交通影響予測の実施に関する意見の聴取が行われた場合には、交通影響予測の範囲・手法について、警察が求める交通影響予測と齟齬を来すことのないよう、必要な意見を述べること。

(2) 渋滞対策について

上記 1 (2) ウ(イ)及び(ロ)並びにエ(ア)及び(イ)により、道路管理者から警察に対して、「実施する渋滞対策の内容」について協議がなされ、道路管理者は、同協議の結果を踏まえつつ、自らが施設設置者による実施が必要と判断する渋滞対策を施設設置者に求めていくこととなる。

そのため、道路管理者から警察に対して、「実施する渋滞対策の内容」について協議がなされた場合には、交通の安全と円滑を図る観点から、交通管理上必要な意見を道路管理者に対して述べること。

他方、特に、ガイドラインに示す対策例のうち、「周辺道路におけるハード対策」として「付加車線の設置、交差点改良、道路拡幅、線形改良」等が必要と認められ、意見を述べる場合には、本来、これらの対策は当該道路を管理している道路管理者により実施されるものと考えられることから、警察が施設設置者に対して意見を申し入れるに当たっては

○ 警察が施設設置者にこれらの対策に係る負担を求めているとの誤解を与える言動がないよう道路管理者に対して明確に依頼するなど、適切な対応に努められたい。

担当
交通規制課規制第一係